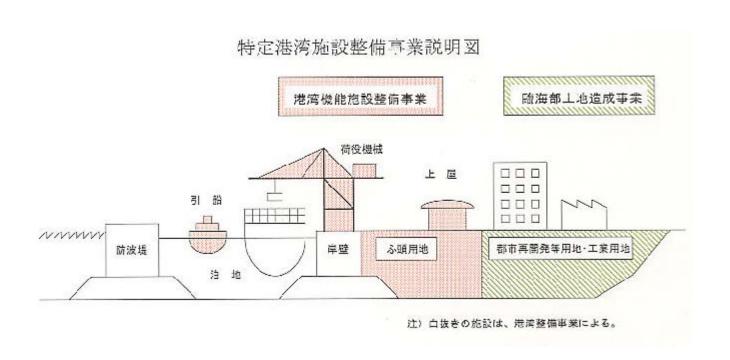
平成14年度 特定港湾施設整備事業基本計画(案)について

1.港湾整備促進法に基づく特定港湾施設整備事業基本計画

特定港湾施設整備事業は、重要港湾又は港湾整備促進法施行令に定める地方港湾において港湾管理者が行う港湾施設の整備事業のうち、国費の負担又は補助の対象とならない上屋、荷役機械、引船、ふ頭用地、貯木場を整備する港湾機能施設整備事業並びに都市再開発等用地、工業用地の造成を行う臨海部土地造成事業で構成される。

国土交通大臣は、港湾整備促進法第3条第1項の規定に基づき会計年度 ごとに交通政策審議会の議を経てその基本計画を定め、内閣の承認を得た 上で当該事業に必要な資金の融通のあつ旋を行っている。



2. 平成14年度 特定港湾施設整備事業基本計画(案)の概要

(1)基本方針

港湾機能施設整備事業

国際競争力の強化と物流コストの削減等物流の効率化を図ることが、 喫緊の課題であり、このための国際海上コンテナターミナル、また複合 一貫輸送に対応するための内貿ターミナル等にかかる港湾機能施設の整 備を計画的に進める。

臨海部土地造成事業

公共ふ頭の整備と連携した港湾関連用地、都市化の進展に対応した各種用地、地域の活力を支える産業等のための用地の造成を計画的に進める。

(2)事業規模

港湾整備事業の重点化と連動し、特定港湾施設整備事業について、次の規模をもって、重点的・効率的に推進する。

(単位:百万円)

事業区分	平成13年度(A)	平成14年度(B)	対前年度比(B/A)
港湾機能施設整備事業	62,488	59,801	0.96
臨海部土地造成事業	181,752	142,049	0.78
計	244,240	201,850	0.83

(3)事業別概要

港湾機能施設整備事業

(ア)「上屋」の整備を事業費約17億円をもって、9港において13棟 計画する。

【主な事業内容】

・地方の重要港湾においてアジア地域とのコンテナ等による貿易の拡大に対応し、和歌山下津港、広島港、宇部港において新たにC.F. S上屋の整備に着手する。

(注:C.F.S上屋とは、コンテナフレートステーション)

- ・輸出入貨物の荷姿の変更等に対応し、保管・荷さばき作業等を円 滑に進めるため、酒田港、鹿児島港において引き続き貨物上屋の整 備を推進する。
- ・既存上屋の老朽化に対応し、苫小牧港、大阪港、境港において上屋の建替・改良等を行う。
- (イ)「荷役機械」の整備を事業費約68億円をもって、11港において 19基計画する。

【主な事業内容】

- ・中枢・中核国際港湾の国際競争力の強化を図るため、横浜港、博 多港において新たにコンテナ船の大型化に対応する大型荷役機械の 整備を着手するほか、清水港、広島港において引き続きその整備を 進める。
- ・地方の重要港湾において増加するアジア地域とのコンテナ等による貿易の拡大に対応し、金沢港において新たに荷役機械の整備に着手する。

- ・港内再編及び岸壁の改良整備により、田子の浦港、神戸港において既存荷役機械の転用を図る。
- (ウ)「ふ頭用地」の整備を事業費約513億円をもって、84港において約106ヘクタール計画する。

【主な事業内容】

- ・コンテナ貨物を取り扱う中枢・中核国際港湾の国際競争力の強化を図るため、公社ふ頭の新方式、PFI事業方式との連携を含め、大阪港、北九州港等において国際海上コンテナターミナルの形成に資するふ頭用地の整備を、引き続き拠点的・重点的に推進する。
- ・米穀類、木材、鉱産品等の地域産業に不可欠な貨物を取り扱う多目的国際ターミナルの形成に資するふ頭用地の整備を石狩湾新港、 釜石港ほか10港において新たに着手するほか、相馬港、水島港等において引き続き整備を進める。
- ・フェリー、RORO船等の複合一貫輸送に対応するための内貿ターミナル等係留施設の整備進捗に合わせ、鹿島港、名古屋港において引き続きふ頭用地の整備を行う。
- ・上記のふ頭用地の整備にあたっては、ふ頭用地、貯木場等既存用地の再編利用を図る。

臨海部土地造成事業

(ア)「都市再開発等用地」の整備を事業費約1,308億円をもって、 40港において約183ヘクタール計画する。

【主な事業内容】

- ・国際海上コンテナタ・ミナル、多目的国際タ・ミナル、複合一貫輸送タ・ミナルの整備と連携した港湾関連用地の造成を大阪港、博多港等で引き続き推進する。
- ・交流拠点用地、都市機能用地及び交通機能用地等臨海空間の活用に資する用地造成を東京港、神戸港、広島港等で引き続き推進する。
- ・上記の造成にあたっては、貯木場、工業用地等既存用地の再編を図る。
- (イ)「工業用地」の整備を事業費約112億円をもって、12港において、約29ヘクタール計画する。

【主な事業内容】

・地域の産業開発に資する工業用地の造成を石巻港、三河港等で引き続き推進する。